

脱原発ロードマップ（素案）

●原発政策 暫定4対応

- (1) 安全確保強化のための審査と日常管理の厳格化
福島第1原発事故の実態解明・原因究明と新規制基準の強化見直し、安全審査プロセスの完全公開（工事計画認可や使用前検査を含む）、審査委員に多様な人材を採用し利益相反を徹底排除、深層防護と避難計画審査、現場優先主義に基づく日常管理強化（罰則付き）、40年寿命延長を認めず（老朽化原発の廃炉）等により過酷事故再発が防止できる見通しが無い原発・核燃料サイクル施設の再稼働は認めない ⇒ 現状の原子力規制委員会・規制庁は改組して委員やスタッフ人員の抜本的入替が必要か？
- (2) 高レベル放射性廃液（東海村・六ヶ所村）のガラス固化、及び使用済み核燃料の空冷化の全面的緊急実施
- (3) 原発・核燃料サイクル施設運営に関する意思決定の民主化＝過酷事故の際に深刻な影響を受ける半径45～80km圏内の全自治体との安全協定締結の法的義務化＝半径45～80km圏内のすべての自治体の承認がなければ再稼働その他の取組を許さないことを法制化
- (4) 原発と他電源とのイコールフィッティングによる競争条件の適正化。立地自治体対策やバックエンドも含め原発への政治的・行政的テコ入れ政策を中止（原発・核燃料サイクル施設に係る全てのコストを原発・核燃料サイクル施設由来電気の価格に転嫁させるとともに、原発優先を再生可能エネルギー優先に切り替え、ベースロード電源概念を廃止）

1. 脱原発宣言と脱原発プログラム法（国会に特別委員会の設置）

- (1) 原発・核燃料サイクル禁止法
- (2) 原発及びその関連施設の国による買取廃炉（有償＝簿価の半値程度＋廃炉義務付）
- (3) 核燃料サイクル施設の停止と封印・廃炉
（独）日本原子力研究開発機構は改組・人事転換 ⇒ 「日本廃炉機構」へ
六ヶ所村再処理工場及び関連施設（日本原燃）は国（又は再処理機構）による買取（同上）
- (4) 原子力規制委員会・規制庁、及び原子力委員会・放射線審議会等の廃止と人事転換
脱原発推進委員会と原子力安全委員会・安全庁の新設

2. 廃炉技術の確立とその安全性

- (1) 一般原発
- (2) 高速増殖炉「もんじゅ」「常陽」（燃料棒の処理、大量の放射化ナトリウム処分、臨界リスク、など難題多い）
- (3) 再処理工場（東海・六ヶ所）（高レベル廃液、高レベル廃棄物、膨大な放射能汚染物、臨界リスクなど）
- (4) その他（ウラン濃縮施設、使用済み核燃料中間貯蔵施設など）

3. 使用済み核燃料、及び核のゴミの貯蔵保管政策

- (1) 高・中レベル放射性廃棄物の地下埋設方針の放棄（特定放射性廃棄物最終処分法廃止）

- (2) 高レベル放射性廃液のガラス固化 緊急対応
 - (3) 地上・空冷方式による長期嚴重保管体制確立へ（地下埋設方針の凍結）
 - (4) テロ等破壊活動に対する防御対策の拡充
 - (5) バックエンド対策委員会の設置
 - (6) 余剰プルトニウム（48 トン：うち国内11 トン）の処分
4. 原発・核燃料サイクル施設（及び核廃棄物貯蔵）立地への手厚い代替政策
 全体の進め方を審議する委員会＋個別自治体ごとに協議体を設置
 原発・核燃料施設の廃棄がなかった場合以上の立地自治体対策と地域振興策
5. 福島第1原発事故対策の抜本的見直し（責任、体制、対処の内容他）
- (1) 廃炉から石棺化、水冷から空冷へ、汚染水管理、福島第2原発の廃炉
 - (2) 避難・疎開・移住政策の確立（日本版チェルノブイリ法）
 - (3) 除染は低線量地域から精力的に実施（高濃度汚染地帯の除染は行わない）
 - (4) 放射能汚染物の保管管理（閉じ込めて嚴重管理へ、中間貯蔵はもっと小、焼却厳格化他）
 - (5) 賠償・補償政策の抜本的見直し（被害者完全救済）
 - (6) 原子力損害賠償法の抜本改正（付保義務、メーカー責任（PL）、天災除外規定廃止など）
 - (7) 「子ども・被災者支援法」の完全実施（基本方針・計画、対象地域、施策充実他）
 - (8) 福島第1原発事故責任者の起訴（含む原子力安全委員会・原子力安全保安院他）
6. 放射能汚染防止法制定 ＋ 環境アセス法の電力業界への厳格適用
- (1) 大気汚染・水質汚染の規制基準（罰則付）と環境基準を制定
 - (2) 土壌汚染対策法・農用地土壌汚染防止法・海洋汚染防止法等も含め放射性物質による罰則付汚染禁止を法制化（他の物質並み＋特殊性）
 - (3) 公害犯罪処罰法（最高裁が骨抜き＝事故型対象外）改正（対象化）＋刑事・民事・行政
 - (4) 汚染対処特措法の公害規制法整備を受けての改正（8,000 ベクレル基準他）
 - (5) 原子力災害特措法に基づく避難指示基準の撤廃（20mSv基準）
 - (6) 原子力災害被害者の国による救済義務規定（下記参照）
 - (7) 戦略アセス（SEA＝計画段階アセス）を含む環境アセスの電力業界への厳格適用
7. 原子力災害被害者救済法の新法制定（災害救助法ではダメ）＝「放射能汚染防止法」規定の詳細法制と位置付け
8. 原発輸出禁止法と原子力協定の破棄（日印他）、または脱原発型の抜本改定（日米）
9. 放射能と被ばくの危険性に関する科学研究、及び教育活動の正常化と推進
- (1) 放射線医学総合研究所（人事刷新、情報公開）
 - (2) 放射線影響研究所（RERF）（対米独立、人事刷新、情報公開）
 - (3) 副読本等の教材や教育内容の適正化、その他学校現場での改善と被ばく防護教育拡充
 - (4) 国際放射線防護委員会（ICRP）や国際原子力機関（IAEA）などへの協力撤退
10. 経済産業省解体・環境省刷新（NPO/NGO）、原子カムラ解体（平成版公職追放）
 原発・核・エネルギー関連の所管を「脱原発・エネルギー省」（新設）に移管
11. エネルギー政策の抜本転換（老朽化巨大石炭火力の廃棄と新型巨大石炭火力の抑制、天然ガス・コジェネ・オンサイト・先端技術、再生可能エネルギー拡充政策、分散型エネルギー＋ネットワーク、電力自由化政策を拡充方向で見直し（送配電網他）、エネルギー消費構造の改革（大量生産消費廃棄、一極集中、ピーク減、重厚長大他）他）⇒ 別紙